

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
第1回有識者会議における事前提出意見									
山内優子 構成員									
1	資料1	7	重点施策 No.4	③ 妊娠期からのつながる仕組み検討事業 (取組の成果) ○センターを設置した市町村は、平成28年度の1市町村から令和2年度は18市町村となった。	取組みの成果は1市町村から18市町村に増えており、とても素晴らしいと思うが、増えた結果、具体的にどのような成果が見られるのかも記載した方が良いのではないか。	県民がまだ母子健康包括支援センターの役割を十分理解しているとは思われないため、設置後の具体的な成果も記載した方が設置の必要性を理解できる。	①意見を踏まえ修正	センター設置市町村からは、「リスクが無いケースであっても妊娠中から支援を開始したことで、信頼関係の構築に繋がり、困った時に住民側から連絡が来るなど、問題が小さいうちに支援できた」との声や、住民からは「何度も母乳のごことで訪問してもらったが、『いつでも相談していいよ』の言葉が心強く安心して1年を過ごすことができた」等の声が報告されています。 取組成果の欄への記載については、 <u>ご意見を参考に他とのバランスも考慮し下記のとおり追記することとします（併せてセンター設置市町村数の時点修正も行います）。</u>  <u>「センターを設置した市町村は、平成28年度の1市町村から令和3年4月現在23市町村となり、妊娠期からの早期把握、支援に繋がった。」</u>	地域保健課
2	資料1	8	重点施策 No.40	⑥ ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業 (取組の内容及び結果) ○一人親家庭等に対して、認可外保育施設が利用料の全部又は一部を免除した場合に……	この場合の認可外施設には、夜間の認可外保育施設も入っているのか？	本県の夜間保育所に占める認可外保育所の割合は高く、夜間の認可外保育所も当然利用してしかるべきだと思うが、それが見えて来ない。	②原文どおり	本事業の対象となる認可外保育施設は、児童福祉法の規定に基づき、沖縄県知事等に届出のある、基準を満たす施設となっています。 夜間に保育を行っている認可外施設についても、補助の対象となっており、現在、複数の施設に補助が行われています。	青少年・子ども家庭課
比嘉昌哉 構成員									
1	資料1	11	重点施策 No.14	③ スクールソーシャルワーカー配置事業 スクールソーシャルワーカー(以下、SSWr)22人の配置	現行目標値(24人)を段階的に引き上げることを提案する。	後で示すように、新たな課題ヤングケアラー支援においてもその必要性は強調されているため。	③次期計画で検討	学校現場におけるスクールソーシャルワーカーの必要性は年々高まっており、昨今のヤングケアラー支援にも効果が高いと認識しています。 県としましても、市町村と連携協力を図るとともに、拡充に向け、「全国都道府県教育長協議会」及び「全国都道府県教育委員協議会」にて国（文部科学省）へ財政措置を要望しているところであり、国の動向も注視しながら検討していきます。	義務教育課
2	資料1	11	重点施策 No.14	③ スクールソーシャルワーカー配置事業 SSWr配置事業の充実	市町村配置を促す。県配置のみでは限界があるのは理解している。市町村がSSWrを配置しやすいような仕組みを作る。先に配置している市町村から学べるように、県レベルの連絡会の開催(仮称；沖縄県SSWr配置市町村連絡会議)し情報共有の場を作る、補助金の創設等。	必要性は感じていても、配置ができない市町村をバックアップする必要がある。補助金の配分。今年度義務教育課にて「SSWガイドライン」の作成済⇒周知・活用。	③次期計画で検討	ご指摘のように、学校現場におけるスクールソーシャルワーカーへの対応は県配置SSWのみでは困難な状況にあり、市町村との連携協力が必要不可欠であると認識しています。 県としましては、この状況を踏まえ、市町村へSSW配置の必要性を訴えるとともに、既に配置されているSSWとの連携協力及び資質向上に向けた研修等の場の設定を検討していきます。	義務教育課
3	資料1	24, 26-27		6 今後の課題及び展開方向について 「ヤングケアラー」についての記述の追加・充実	これだけ注目され、取組みが求められているにも関わらず、1行のみの記述では物足りない。ヤングケアラーの課題について、子どもの権利(生きる・発達する・守られる・参加する)の視点から取り組むことを提案する。子どもの声を聴くことからスタートすべし。	糸満市をはじめ、各自治体より実態調査を実施することが発表され、過日沖縄県でも実施することが発表された。実態把握から支援へ結び付けていく必要がある。先進の「埼玉県ケアラー支援条例」を参考に本県も制定する必要がある。	③次期計画で検討	最終評価で整理した今後の課題及び展開方向に基づき、次期子どもの貧困対策計画における重点施策を設定していくこととしています。 ヤングケアラーなどの把握することが難しい子どもの実態調査や支援についても、重点施策に位置づけることを検討したいと考えています。	子ども未来政策課 青少年・子ども家庭課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No.重点施策No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
4	資料1	12	指標No.55 重点施策No.55	⑥ 沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業（市町村支援事業） 就学援助の課題(資料3、P10)▶就学援助率が21.57%(H28)から24.23%(R元)へ。申請者増加に伴い、自治体は予算上の負担になっている。	就学援助率が上がることは問題ではない。必要な家庭に必要な支援が届くようにすべし。市町村への予算措置の拡充を。	全国よりも高い貧困率であるにも関わらず就学援助率が低い。もっとUPしてもよい。必要な家庭に必要な支援をしていると胸を張る。そのためにも、必要な市町村への予算配分を行うべし。	③次期計画で検討	就学援助は、法律上、市町村が行うことになっており、財源についても交付税措置されています。そのような中、県では独自に基金を活用し、就学援助の充実のための交付金を交付しています。基金は今年度限りとなっており、現在、基金の存続や他の財源措置による継続した市町村の支援について検討しているところです。	子ども未来政策課
5	資料1	16	重点施策No.89	② 沖縄県子どもの貧困緊急対策事業（高校の居場所づくり運営支援） 県立学校内(10校)の居場所	ニーズがあるので、拡充すべし。	関連する教育相談・就学支援員配置事業が県立高校22校26課程に派遣している。同規模(数)の居場所が必要と思われる。高校のドロップアウトは、いまでもなく中卒となり、その後の就職めかなり厳しい状況に置かれる。	③次期計画で検討	高校の学校内においても、当事業による居場所の認知度が高まりつつあり、効果を発揮しつつあると考えています。 本事業は沖縄県子どもの貧困緊急対策事業補助金を活用しており、国の予算措置の状況を踏まえて継続に向けて検討していきます。	子ども未来政策課
6	資料2	2	指標No.30	高等学校中途退学率 高校中退率の「後退」	上記のヤングケアラーの課題、高校の居場所との関連あり。早急に取り組みべき課題である。	言うまでもなく高校のみの問題ではない。1クラスの定員、教育相談・支援員の派遣、SCrの配置等。早期発見・支援の必要性。できるだけ早く手を差し伸べる＝アウトリーチ型支援の必要あり。現状を当たり前と考えてしまう・信頼できる大人がいない。	②原文どおり	中途退学対策を専門的に行う職員の加配を行う他、全高校の中途退学対策担当者や教育相談担当者に対する研修実施等、相談・支援体制の強化を図っています。また、教育相談において、SCの派遣に加え、就学支援員（福祉系支援員）によるアウトリーチや福祉支援への接続や、子ども生活福祉部と連携した高校内居場所事業において、教職員以外の多様な経歴や支援スキル（キャリアカウンセラーやセラピスト等）を持つ外部人材を学校常駐とすることにより、相談し易い雰囲気や教職員以外の「大人」からのアプローチを図るなど、支援環境づくりを進めています。	県立学校教育課
7	資料2	2	指標No.32	不登校生徒が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合（高校） 不登校生徒が相談・指導を受けた割合(高校)の「後退」	上記のヤングケアラーの課題、高校の居場所との関連あり。早急に取り組みべき課題である。	言うまでもなく高校のみの問題ではない。1クラスの定員、教育相談・支援員の派遣、SCrの配置等。早期発見・支援の必要性。できるだけ早く手を差し伸べる＝アウトリーチ型支援の必要あり。現状を当たり前と考えてしまう・信頼できる大人がいない。	②原文どおり	中途退学対策を専門的に行う職員の加配を行う他、全高校の中途退学対策担当者や教育相談担当者に対する研修実施等、相談・支援体制の強化を図っています。また、教育相談において、SCの派遣に加え、就学支援員（福祉系支援員）によるアウトリーチや福祉支援への接続や、子ども生活福祉部と連携した高校内居場所事業において、教職員以外の多様な経歴や支援スキル（キャリアカウンセラーやセラピスト等）を持つ外部人材を学校常駐とすることにより、相談し易い雰囲気や教職員以外の「大人」からのアプローチを図るなど、支援環境づくりを進めています。	県立学校教育課
小那覇涼子 構成員									
1	資料1	6		① 困窮世帯の割合 達成状況の要因	ライフステージごとの要因を入れるべきではないか（共通点、差異点）。また、完全失業率等の表について、社会情勢の影響を知ること重要だが、子どもの貧困対策として実施した施策による変化を示すべきではないか。	それぞれの調査で、経年比較もしていたし、ライフステージごとに改善状況に差が見られるので、要因に記述した上で、今後の取り組みに反映させるべきと考えるため。	②原文どおり	沖縄子ども調査における困窮世帯の割合の改善は、非困窮世帯も含めた全世帯の経年比較で、保護者の所得の向上、母親の労働参加率や正規雇用の割合の増加といった雇用環境の改善が要因と分析されています。ライフステージごとの要因や差異にかかる分析結果はありません。 なお、子供の貧困対策支援員の寄り添い支援により、生活保護や就学援助などの受給に繋がったことや、子どもの貧困対策推進基金による市町村への財政支援により就学援助率が向上していることも、世帯の可処分所得が向上した要因と考えられることから、達成状況の要因に記載しているところです。	子ども未来政策課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No.重点施策No.	本文	意見(修正案)	理由等	対応区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
2	資料1	9	指標No.5	③養育支援訪問事業の実施市町村数	H31とR2年で数が横ばいとなっているが、何が要因で増えないのか。目標値を全市町村数としていない理由があるか。		③次期計画で検討	市町村が実施に至っていない理由としては、対象家庭が少ないこと、離島市町村において保健師等の専門職の確保に課題があること等が挙げられています。県では、事業実施市町村の拡充並びに既に実施中の市町村における活動内容の充実に向け、市町村に対し必要な助言及び適切な援助を行っているところです。また、本指標については、当初計画においては「22市町村」であったものを、計画の改定の際に「31市町村」に目標値を修正しています。ご意見のあった目標値の見直しについては、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような目標値が適当であるか検討していきます。	青少年・子ども家庭課
3	資料1	19	指標No.32	④不登校生徒が相談・指導を受けた割合（高校）	達成状況の要因の部分がわかりにくい。外部機関での支援が増加し、校内が減少したとあるが、その要因を書くべきではないか。また、資料1 P16④の教育相談・就学支援員配置事業では、登校改善率の上昇という成果が出ているが、どう関連づけるのか。単に「後退」と判断してよいのか。	校内より外部機関の方が相談しやすいのか、あるいは連携体制が構築されていないのか。達成状況を「後退」とするのであればより丁寧な分析が必要と思われる。	②原文どおり	学級担任等による相談等を含めると校内における教育相談対応件数は、年々増加している状況にあり、生徒への相談支援は生徒の状態に応じて段階的に行うため、相談内容や専門性により役割分担を行い、対応しているところです。当該指標は、スクールカウンセラー、養護教諭等が行った専門的相談・指導件数を計上しており、学級担任、学年主任、キャリア相談等、その他の教職員による相談等は含まれていないため、指標の数値に表れていないものとなっています。	県立学校教育課
4	資料1	21	指標No.40	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数	指標については、今後、年度ごとの件数あるいは相談に対する就職者数の率にすることを検討してはどうか。	累計にすると、年度ごとの成果や課題がわかりにくい。	②原文どおり	県が実施するひとり親家庭等の生活の安定と自立のための施策は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により策定されたひとり親家庭等の自立促進計画（黄金っ子応援プラン）に基づき実施しているところです。黄金っ子応援プランにおいて、「就業相談から就職に結びついた件数」を指標としていることから、子どもの貧困対策における指標についても同様にすることとしています。	青少年・子ども家庭課
5	資料1			全体として	主な指標の達成状況の要因の部分が「引き続き・・・に取り組む」という記述が多い。達成したものや改善率が高いものについては、それでよいが、後退や改善率が低いものについては、具体的な取組内容の記述が必要ではないか。	どういった課題があり達成できなかった、あるいは改善率が低かったのか分析しなければ、今後の施策展開に活かされないと考えるため。	③次期計画で検討	達成状況が横ばい又は後退となっている指標については、新型コロナウイルス感染症による影響である指標を除き、取り組みを拡充することとしています。また、重点施策については、次期子どもの貧困対策計画の策定にあたり、実効性の確保に向け、既存の取組の継続の是非や新たな取組の検討を含め、改善・見直し等を検討していくこととしています。	子ども未来政策課
6	資料2		指標No.12 指標No.13 参考指標No.4 参考指標No.5	不登校児童が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合（小学校） 不登校生徒が学校内外で相談機関等から相談・指導を受けた割合（中学校） 小学校児童の不登校（児童千人当たり） 中学校生徒の不登校（生徒千人当たり）	相談・指導を受けた割合については改善傾向にあるにもかかわらず、不登校率は増加している要因として何が考えられるか。	相談・指導は増えたが、登校率の改善にまでつながらないのか、学校以外の選択肢が増えたのか、数字だけではよくわからない。	②原文どおり	不登校児童生徒数は全国と同様に本県においても増加傾向にあり、喫緊の課題として捉えています。県教育委員会としましては、児童生徒が学校に登校したいと思える「魅力ある学校づくり」を研修等で推進しているところです。また、不登校児童生徒への支援につきましては、「学校に登校することのみを目的とせず、「社会的自立」に向けた個に応じた支援が求められており、「無理に登校させることは控える」といった認識の広がりも不登校児童生徒数の増加要因の一つであると考えています。引き続き、学校内外の相談・指導の機会の充実を図り、当該児童生徒の孤立化を防ぎ、社会的自立に向けた支援を推進していきます。	義務教育課

「沖縄県子ども貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
7	資料3	23	重点施策 No.139	①沖縄県居住支援協議会活動支援事業	相談から賃貸借契約につながるの、年間でおよそ何世帯くらいあるか。全県からの相談に対応が可能か。	ひとり親支援を行う中で、住宅に対する不安を抱えている相談は少なからずある。パンフレットを見ると良い体制だが、どの程度のニーズに対応出来るのか確認したい。	②原文どおり	沖縄県居住支援協議会は平成29年度より相談員を配置しており、住宅確保要配慮者の属性として、子育て世帯を対象に相談を受け付けています。平成29年度以降の子育て世帯からの相談件数は、平成29年度：12件、平成30年度：30件、令和元年度：8件、令和2年度：9件となっています。また、入居契約に至った件数は、平成29年度：1件、平成30年度：1件、令和元年度：1件、令和2年度：0件となっています。県協議会では現在、県全域を対象としています。入居率の向上ときめ細やかな対応を可能とするため、構成員的那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市のそれぞれ協議会設立を目指して、相談窓口の設置に向け勉強会を実施しているところです。	住宅課
8	資料3	21 29	重点施策 No.124 重点施策 No.150	沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援促進 ①ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業	ひとり親家庭の支援の周知に加えて、ひとり親等の雇用促進等に積極的に取り組む事業者への特例制度についても周知が必要ではないか。	「ひとり親世帯・中高年齢者就職総合支援事業」については、本事業を活用してひとり親世帯の親を雇用した事業者に対して特例制度等がある。受託団体として説明会等で周知を図っているが、県からもより周知を図ってほしい。	②原文どおり	本事業によりひとり親の方を雇用した事業者への、沖縄振興開発金融公庫の貸付利率特例制度の活用については、沖縄県のホームページに掲載し周知しているところですが、事業主向け雇用支援の相談窓口での情報提供や、グッジョブ相談ステーションホームページへの掲載により、さらなる周知を図っていきます。	雇用政策課
大城喜江子 構成員									
1	資料1	7	重点施策 No.4	③妊娠期からのつながる仕組み検討事業 母子健康包括支援センターの市町村設置を促進するため、検討委員会を設置し沖縄県の目指すべき姿として骨子を策定し、また、市町村向け研修会を実施した。	資料3で、計画に定める重点施策（平成31年3年改定）で人材育成に取り組むとあるが、いつまで市町村向け研修会を行って検討するの気になる。 母子包括支援センターの設置要請を自治体に行う。設置費用の補助をする（予算の確保等あるかと思うが、課題として取り上げる等、具体的であることがよいのでは）	母子健康包括支援センター設置、市町村への働きかけを行い、具体的にどうするのかの方向性があってよいのではないかと。	②原文どおり	資料3の「今後の展開方向」欄に具体的に記載しているところでは、沖縄県では各市町村がそれぞれの実情に応じた母子健康包括支援センターを設置することができるよう、各市町村の課題に応じた助言（国庫補助金等の活用も含む）を行っています。 また、センター設置後も、センター機能の充実のため、継続的に人材育成研修等を実施する必要があると考えています。	地域保健課
2	資料1	2		沖縄県子ども貧困対策計画【改定計画】の概要 ライフステージに応じた子どもと保護者への支援策	ライフステージごとの支援策等は見えているが、乳幼児から小中学生、高校へどのようにつなげていくか気になる（途切れる支援）。	乳幼児期から小中学生、高校への途切れる支援をどうつなげていくかは必要ではないか。特に義務教育（自治体）から、県立高校への繋ぎが途切れる。	②原文どおり	内閣府の「沖縄県の子供の貧困緊急対策事業」で配置する子供の貧困対策支援員は、関係機関との情報共有や必要な支援に繋げるための調整を行う役割を担っています。 子どもが進学などのライフステージの変化によって、支援が途切れることがないよう、引き続き、支援員を配置するとともに、支援員の質の向上や活動しやすい環境づくりに取り組みます。	子ども未来政策課
3	資料3	2	重点施策 No.11	①沖縄県子供の貧困緊急対策事業（市町村事業） 課題：人材確保が困難や、離職する支援員が多い。	支援員の身分の保証はどうなっているか、教育委員会（学校）との密な連携が取れているか気になる。 支援員の学校配置と教職員との連携	学校への支援員配置は、教職員が気になる子どもを教員、養護教諭と、連携した支援体制が充実すると思われる。	②原文どおり	子供の貧困対策支援員を配置する部署や採用形態については、各市町村が決定しており、身分は会計年度任用職員であることが多く、支援員の質の向上を図る上で、人材確保及び人材の定着は重要であると考えています。	子ども未来政策課
4	資料3	19	重点施策 No.116	①子どもに寄り添った給付型奨学金事業（沖縄県子どもの未来県民会議事業） 1人につき最長6年の支援となるため、長期的視点での事業運営が必要だが、寄付を原資とした事業であり将来的な収入が不安定。	寄付に頼らない。原資の確保が必要ではないか。	予算を確保して、安心して6年間大学へ行けるようになる必要があるのではないかと。	②原文どおり	令和2年度から「高等教育の修学支援新制度」が実施されたことにより、国の制度を積極的に活用することで県民会議の負担軽減を図っています。現在、国の制度の上限を超える部分について県民会議で負担するなど、行政でカバーできないところを補完することにより、児童養護施設等を退所する子どもたちが安心して進学できるよう支援の充実を図っています。	子ども未来政策課

「沖縄県子ども貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
5	資料3	21	重点施策 No.123	②沖縄人材育成事業（若年者キャリア形成支援モデル事業） 各種居場所等繋がっている高校中退者に対し、各居場所や企業等と連携し、キャリア形成支援を行い、社会で自立できる人材へと育てるとともに、その支援手法を確立する。	居場所繋がっていない中卒生をどうするか。 居場所の運営者が、キャリア形成の支援プログラムにどのように繋ぐのかが必要なプログラムの見極め等、居場所の負担が大きいのではと気になる。	居場所はあくまでも居場所として利用してもらう事が良いのではないかと。例えば、定期的にキャリアアドバイザーと連携したキャリア形成の支援手法等、を考慮する必要があるのではないかと。	③次期計画で検討	短期集中プログラム「Job Camp」や個別支援は、居場所とは別の場所で、キャリア形成の専門家により実施しています。 また、若年無業者をどのように的確に把握するかは重要な課題であると認識しており、効果的な把握方法等を検討する必要があります。	子ども未来政策課
松本大進 構成員									
1	資料3	5	重点施策 No.25	①ハローワーク等との情報共有 (展開方向（詳細）) ・中途退学に至る前段階におけるキャリア教育の視点を踏まえた個別指導・個別支援を継続的・計画的に実施する。 ・中途退学を選択する生徒については、その状況に応じてハローワークへの求職登録やサポートステーションへの接続、各支援機関に係る情報提供を行う等の支援を行う。 ②学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知（展開方向（詳細）) ・中学3年生やその保護者に対して、卒業前に「地域若者サポートステーション」の存在を周知する。 ・卒業後に二トや中退といった状況になったときに、保護者が民生児童委員など地域の方や地域若者サポートステーションなど支援機関に気軽に相談できるような関係性の構築に努める。 (地域とのつながり)	「展開方向」について、追記。 ①ハローワーク等との情報共有 ・累積不登校が継続するなど、ハローワークやサポートステーションなどの支援機関へ生徒がすぐにつながらないと想定される場合に、ひきこもり支援センター、soraeなど、保護者支援を含めて社会参加を支援できる機関へつながるよう支援体制を整える。 ・高卒無職少年が、進路が決まらない要因について調査を実施する。 高卒無職少年の中で支援が必要な生徒の割合・実数を関係部局と協同して把握するとともに、生徒の社会参加について保護者支援や訪問支援を含めた十分な支援体制について検討を実施する。 ②学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知 ・累積不登校が継続するなど、ハローワークやサポートステーションなどの支援機関へ生徒がすぐにつながらないと想定される場合に、ひきこもり支援センター、soraeなど、保護者支援を含めて社会参加を支援できる機関へつながるよう支援体制を整える。 ・中卒無職少年が、進路が決まらない要因について調査を実施する。 中卒無職少年の中で支援が必要な生徒の割合・実数を関係部局と協同して把握するとともに、生徒の社会参加について保護者支援や訪問支援を含めた十分な支援体制について検討を実施する。	ハローワークやサポートステーションへの繋ぎについて、展開方向に明記されたことは望ましい。他方、種々の理由により、中退後、卒業後に社会参加が難しいケースも相当数に上ると想定される。 すぐに生徒が社会参加につながらない場合は、社会との入口になる保護者の支援が必要であり、そのような支援ができる関係機関との連携体制の構築も必要である。 また、そのような社会参加が難しいケースの要因や割合・実数の把握がなされなければ、結局は必要な支援内容や支援の規模もわからないままである。 【事務局への質問】 このような体制整備や調査などを教育局と連携して実施する部署はどこになりますか？	③次期計画で検討	①ハローワーク等との情報共有 卒業後の進路未決定者の実態調査は、支援への接続の面から有用と考えます。しかしながら、卒業した生徒の個人情報取扱の観点や調査対象者の範囲、教職員の負担等の課題があり、高校卒業後の進路状況の調査の実施は厳しいと考えています。 ②学校等への地域若者サポートステーションの活動内容周知 沖縄県の中学校卒業後の未決定率は、依然として高い状況にあります。中学校卒業後は、連絡が取れなくなる等、支援が難しくなることから、卒業前に関係機関につなぐことが必要です。今年度は、soraeの活動紹介動画を各小中学校に周知したところ。県教育委員会としましては、進路未決定者が進路情報等必要な支援を受けることができるよう関係機関と連携して取り組んでいきます。  (体制整備や調査を連携して実施する部署) 体制整備や調査などを連携して実施する部署は、子ども生活福祉部となります。若年無業者をどのように的確に把握するかは重要な課題であると認識しており、効果的な把握方法等を検討する必要があります。	子ども未来政策課 県立学校教育課 義務教育課
2	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について	「支援を要する若者」に追記 メンタルヘルスの課題を抱える若者について、社会参加を促すために、メンタルヘルスサービスを提供できる体制を整備する必要がある。  「小中学生期」「高校生期」に追記 メンタルヘルスの課題を抱える児童生徒であって、学校や教育委員会におけるメンタルヘルスについての支援につながらないケースについて、メンタルヘルスサービスを提供できる体制を整備する必要がある。	メンタルヘルスの課題を抱えながら、外部とのつながりを拒否し、社会参加できないケースがある。（ひきこもりや不登校の背景に、4割から5割、メンタルヘルスの課題があることは、全国で複数の調査がある。また、ソラエでの取組実績からも同様の根拠あり。） メンタルヘルスの課題は医療との連携が必要だが、なんらかの事情により医療機関と距離ができてしまったケースがあり、また、外部との接触を断ってしまっているがゆえに医療につながらない状況もある。 医療とは異なる立場で、メンタルヘルスのケアができる機関があることで、不登校・ひきこもりとなっているケースの受取ができることで、多様な選択肢を有する県民へ提案する必要がある。 また、医療機関で保護者や本人と1時間程度の丁寧な面談をすることで、保護者支援や本人支援を進めることが必要なケースもあるが、医師がニーズのあるケースに1時間程度の面談を組めることは経営的な視点から相当に困難である。また、公認心理師制度が発足し、心理の国家資格化がすすんでいるが、公認心理師が1時間程度の面談をすすめて保険点数化される枠組みとはなっておらず、病院やクリニックが持ち出しにて対応を進めている状況である。 沖縄の世帯背景に全国と比べて高い割合にあるDV率やアルコールのトラブルを抱える世帯の割りなどを考慮すると、世帯に子どもへの潜在的な影響を考慮すると、メンタルヘルスへのニーズが相当高いと考えられるところ、メンタルヘルスのケアを医療とは異なる立場（委託事業など）で提供する意義はあると考える。 (参考：第2回 児童虐待に関する万国津梁会議：令和元年10月10日（木）：海野千鶴子委員より類似の提案あり)	②原文どおり	ご意見の趣旨については、以下に含まれているところです。 「支援を要する若者」 ○ 複合的な問題や課題を抱える子ども・若者を支援するため、ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等の地域の支援機関との連携強化が必要である。 <b>なお、県では、保健所や総合精神保健福祉センターにおいて、保健師や精神保健福祉士が相談に応じ、必要時は医療機関の紹介などを行っています。</b>	子ども未来政策課 青少年・子ども家庭課 地域保健課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No.重点施策No.	本文	意見(修正案)	理由等	対応区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
3	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について	「保護者」に追記 児童虐待やマルトリートメント（不適切な養育）の防止、社会参加が困難な子どもを持つ親の養育支援の観点から、このような課題を抱える保護者へのメンタルヘルスの知見を含めた養育支援を充実させる体制が必要である。	左記のような課題のある保護者について、適切な方法について情報提供を行うことで、養育が改善されるケースもあるが、多くのケースでは、このような情報提供のみでは改善が進まない。 改善が進まない理由について、経済的な支援や環境調整が必要なケースへのつなぎ支援については徐々に充実してきているが、今必要なのは、このような保護者へ寄り添い、養育のあり方をメンタルヘルスという観点から専門的に感情調整のあり方や、保護者が受けてきたゆとりのない養育の影響から保護者を解放するような継続的な枠組みである。 子どもを保護する視点が重要であることは間違いがないが、同時に、保護者の養育支援を応援する枠組みも並行して重要である。	②原文どおり	ご意見の趣旨については、以下に含まれているところでは、「保護者」 ○ 経済的な困窮により、保護者が、社会的な孤立や生活上の困難、家庭で子どもと接するゆとりが持てないなどの課題を抱えていることが多いため、福祉・雇用・教育・医療等の各分野の関係機関と連携し、生活に関する相談、保護者への就労や学び直しの支援に取り組み必要がある。	子ども未来政策課 青少年・子ども家庭課
儀間規予子 構成員									
1	資料1	25		6 今後の課題及び展開方向について （「つながる仕組みの構築」の部分で） （支援者の確保と資質の向上）	報告書中でスクールカウンセラー(全小中学校)、スクールソーシャルワーカー(6教育事務所)、小中アシスタント相談員(134校)に配置したとの報告があった。今後の方向性については、学校現場への人材配置事業として市で実施している「子供の貧困対策支援員」との役割分担・連携についても明記してほしい。	内閣府の「沖縄子供の貧困緊急対策事業」が継続すると想定しているが、学校をプラットフォームとし、こども・家庭の細やかな実情を把握し行政・地域に繋げるために、現在のスキーム・人材を更に強化する方法がよいと考える。	②原文どおり	子供の貧困対策支援員の役割は、沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金実施要領において、地域に向向いて子供の貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、子供の居場所づくりを行うNPO法人等の関係機関との情報共有や、子どもを支援につなげるための調整を行うなどとされていますが、配置部署についてとくに規定はなく、市町村によって、福祉部門又は教育部門に配置されています。 配置された組織の特性によって、SCやSSW等と役割が一部重複する職も存在していますが、一部重なりながらも重層的に支援を行うことで、効果的・機能的に子ども達の支援を行うことも可能であると考えています。	子ども未来政策課
2	資料1	26		6 今後の課題及び展開方向について （「乳幼児期」の部分で） 認可保育所に入所できないひとり親家庭の負担軽減を図るため、無償化の対象とならない0～2歳の児童がいる課税世帯のひとり親家庭に対し、認可外保育施設の利用料軽減に取り組んでいく必要がある。	記載を削除してはどうか。	「ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業」は元々は児童扶養手当受給者、母子家庭等医療費助成事業の受給者のうち保育所入所待機している保護者であったのが、幼児教育無償化により、上記の条件かつ0～2歳児の課税世帯の保護者と対象がかなり狭められた。 そのため事業は継続するとしても、目出し項目は「つながる仕組み」の母子健康包括支援センターの取組等就学前の保護者を公的支援につなぐ手立てを記載してもよいのではないかと。(課税世帯≒就労しているひとり親世帯は入所可能性が高くなること、他の世帯状況は聞取りの中で相談調整するため)	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ削除します。	青少年・子ども家庭課
3	資料1	26		6 今後の課題及び展開方向について （「小中学生期」の部分で） （生活の支援） 公的施設活用クラブの整備促進等により、これらの一層の改善を促す必要があるほか、困窮世帯に対する利用料の支援も推進する必要がある。	下線部分を追加してはどうか。 ⇒ <u>既存の学校施設の活用</u> 、公的施設活用クラブの整備促進等により、これらの一層の改善を促す必要があるほか、困窮世帯に対する利用料の支援も推進する必要がある。	コロナ禍の小中学校の臨時休業時には、学校側と連携して既存の学校施設を時間で区切って児童クラブで活用することが出来た事例がある。今後の利用促進に向け、またコロナ感染症対策(密対策)の側面からも、こどもの放課後の居場所として学校との連携をより一層意識できるよう明記してほしい。	①意見を踏まえ修正	児童の安全・安心な放課後の居場所の確保に向け、公的施設活用クラブの整備促進のみならず放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の活用についても促進していることから、ご意見を踏まえ修正します。  既存の学校施設の活用、公的施設活用クラブの整備促進等により～	子育て支援課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No.重点施策No.	本文	意見(修正案)	理由等	対応区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
4	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について 〔「保護者」の部分で〕 ひとり親家庭等の家計の改善に向けて、所得水準の高い職種等への就職・転職やキャリアアップのためのスキル習得等の機会を充実させ、就労支援と組み合わせた取組を拡充する必要がある。	母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の確保や資質の向上を図るための研修等についても取組みを明記してほしい。	市町村の窓口でひとり親家庭等の相談・支援にあたる当支援員について、県事業との連携や支援策の充実を図るためにも、県主催での合同研修会等について盛り込んでほしい。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ「つながる仕組みの構築（支援者の確保と資質の向上）」の欄に次のとおり追記します。 ○ 母子・父子自立支援員や、ひとり親支援機関等を対象に、相談員の資質向上及び日々の実践に生かすことのできる専門的知識・技能の向上を図る必要がある。	青少年・子ども家庭課
5	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について 〔「新型コロナウイルス感染症による影響」の部分で〕 新型コロナウイルス感染症の拡大が、経済や県民生活に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、子どもの貧困対策に取り組んでいく必要がある。	下線部分を追加してはどうか。 ⇒新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化が、経済や県民生活、特に生活困窮・低所得世帯に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、子どもの貧困対策に取り組んでいく必要がある。	コロナ対策が長期化するなかで、社会的に弱い立場にある家庭により影響し、困窮な状況が生じやすい現状を意識するため。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ次とおり修正します。 新型コロナウイルス感染症の拡大が、経済や県民生活に大きな影響を及ぼしており、特に、非正規雇用者やひとり親家庭に困難な状況が生じやすいことを踏まえ、子どもの貧困対策に取り組んでいく必要がある。	子ども未来政策課
6	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について	県内企業の具体的な取組として、子への対応に対する休暇等取得しやすい職場環境を醸成する等、明記することはできないでしょうか。	長期化するコロナ禍の中でも、企業側にもその点に配慮した取組、また保護者を支援する取組を促していくことが重要と考える。(小学校等の臨時休業に対応する保護者休業補償等)	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、「雇用の質の改善等」の欄に次のとおり追記します。 ○ 保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に一層取り組む必要がある。	労働政策課
7	資料3	7	重点施策No.42	①母子家庭等医療費助成事業 展開方向（詳細） ・母子家庭等医療費助成事業の給付方法について、～	下線部分を修正してはどうか。 ⇒母子家庭等医療費助成事業の現物給付方式の導入について、～	R4.4月より子ども医療費助成制度で中学卒業までの窓口無料化(現物給付方式)が導入されるなか、母子家庭等医療費助成事業での残された課題は「現物給付方式」と考えるため。	②原文どおり	ひとり親世帯医療費助成における現物給付の導入については、一部、検討したいとする自治体はあるものの、自動償還の維持を希望する市町村が大部分となっています。 現在、市町村においては、令和4年度からの子ども医療費助成における通院対象年齢の拡大、及び現物給付の導入に取り組んでおり、その状況を踏まえ、ひとり親世帯医療費助成については、対応を検討していきます。	青少年・子ども家庭課
8	資料3	28	重点施策No.160	①子どもの貧困対策推進基金事業 〔「取組による成果及び課題の検証（Check）」の部分で〕 課題：各市町村において交付金の執行状況にばらつきがある。	下線部分を追加してはどうか。 ⇒長期化する新型コロナウイルス感染症対策関連で事業計画に支障をきたすなど、各市町村において交付金の執行状況にばらつきがある。	H28年度～R3年度の6年間で配分された同交付金について、計画的に執行してきた団体も多い中、昨年度から続く新型コロナ感染症対策に関連して事業執行に支障をきたした市町村も多いと考えるため。今後も市町村が取組む子どもの貧困対策への支援をお願いしたい。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ次とおり修正します。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、各市町村において交付金の執行状況にばらつきがある。	子ども未来政策課
糸数温子 構成員									
1	資料1	1		1 子どもの貧困対策の推進に関する政府・県の対応 平成29年10月「沖縄21世紀ビジョン後期実施計画」策定の「16の成果指標」と「5の施策」	平成29年10月の「16の成果指標」と「5の施策」は、どのようにして策定されたのか？ 検討方法、策定の結果など伺いたい。	次期計画に、指標設定する際の参考にした。	②原文どおり	平成28年3月策定の沖縄県子どもの貧困対策計画における指標や重点施策、また、沖縄子ども調査の結果を踏まえて、沖縄21世紀ビジョン後期実施計画の施策展開に「子どもの貧困対策の推進」を追加し、当該施策展開における成果指標と施策を設定したところです。	子ども未来政策課
2	資料1	5		3 指標及び重点施策の状況について (2) 重点施策等の取組状況について 160の重点施策については、令和元年度までに全て着手し、取組を実施。	前回の会議でも、質問が出ていたが、この第一次計画において初めて着手された施策がどれなのか判断がつかない。(にも関わらず「160の重点施策については、令和元年度までに全て着手し、取組を実施」という風に、新たに取組んだかのような記載に見える。もともとあった施策を「子どもの貧困対策」の枠組みに変えただけで、「着手」とは言えないと思うし、そういう意図でないのであれば、「取組状況」の記載が何を意図しているのか説明してほしい。	達成状況を検討するのに必要だから	②原文どおり	沖縄県子どもの貧困対策計画では、指標の改善に向けた当面の重点施策として、160の施策を設定しているところです。 (2)重点施策の取組状況については、160の重点施策を実施しているかどうか取りまとめた内容となっています。	子ども未来政策課
3	資料1			資料1と資料2の指標	全体的に、どの調査から得られたデータなのか、どのような調査方法で抽出し、どのようにそれぞれの指標を定義しているのか分からない。数字だけで判別しようがないものもある。注釈や何年のどの調査で得られたものなのかなど必要な情報は明記してほしい。	検証に不可欠な要素だから	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、資料2に、指標及び参考指標の出典を追記します。なお、資料1の「5 沖縄県の子どもを取り巻く厳しい実態」の数値の出典については、沖縄県子どもの貧困対策計画に記載されているところです。 また、各数値の時点については、数値の下部に記載しているところです。	子ども未来政策課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No.重点施策No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
4	資料1	6		3 指標及び重点施策の状況について (3) 困窮世帯の割合について 「困窮世帯」の割合	これは相対的貧困率と同様に、可処分所得の中央値の半分以下で暮らす世帯と捉えていいか？ 県の調査での割合だと理解しているが、資料には定義に言及がないため、「達成状況の要因」が適切か判断する材料が少ない。少なくとも、一次調査にあたるようにしてほしい。		②原文どおり	困窮世帯の割合の出典は沖縄子ども調査となっています。本調査における困窮世帯と非困窮世帯の分類にあたっては、直近の厚生労働省の「国民生活基礎調査」における貧困線を基準にしています。	子ども未来政策課
5	資料1	6		3 指標及び重点施策の状況について (3) 困窮世帯の割合について 達成状況の要因「子供の貧困緊急対策事業により支援員の配置等が進んだことで、保護者をサポートする体制が整備された。また、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用し市町村において就学援助の拡充等が図られた」	上述の質問のように、相対的貧困率と同様の数値を設定しているのであれば、所得向上が税控除が増えるかしなければ、困窮世帯の割合は改善しないのではないかと。ここでいう、「子供の貧困緊急対策事業により支援員の配置等が進んだことで、保護者をサポートする体制が整備された」という文章は曖昧で、何がどう所得向上または税控除などに繋がったのか説明してほしい。また、「就学援助の拡充等」で収入が増えたのであれば、それで数字は改善したのかしていないのかも示してほしい。		②原文どおり	子供の貧困対策支援員の寄り添い支援により、生活保護や就学援助などの受給に繋がったことや、子どもの貧困対策推進基金による市町村への財政支援により就学援助率が向上していることが、世帯の可処分所得が向上した要因と考えられることから、達成状況の要因に記載しているところです。	子ども未来政策課
6	資料1	6		3 指標及び重点施策の状況について (3) 困窮世帯の割合について 達成状況の要因「平成24年以降の県内経済の拡大に伴い、完全失業率は大きく低下し、女性の労働参加率の改善などといった雇用環境の改善も見られた。」	困窮世帯の根拠指標として「完全失業率」「女性の年齢階級別労働参加率」「きまって支給する現金給与額」が上げられているが、まず「困窮世帯の割合」の際には、ある特定の対象に絞った統計データを使用しているのに対して、下記ではそうではないように見えます。これではデータの整合性が測れないと思います。「困窮世帯の割合は改善している」と結論づけることができる資料にはなっていないと思います。		②原文どおり	沖縄子ども調査における困窮世帯の割合の改善は、非困窮世帯も含めた全世帯の経年比較で、保護者の所得の向上、母親の労働参加率や正規雇用の割合の増加といった雇用環境の改善が要因と分析されています。あわせて、県内の雇用環境関係の統計の傾向と比較することで、沖縄子ども調査の分析を補完しています。	子ども未来政策課
7	資料1	6		3 指標及び重点施策の状況について (3) 困窮世帯の割合について 達成状況の要因「平成24年以降の県内経済の拡大に伴い、完全失業率は大きく低下し、女性の労働参加率の改善などといった雇用環境の改善も見られた。」	また、「女性の年齢階級別労働参加率」を観ると、沖縄県の女性はH22のときもR2のときも、「30-34」～40代までの、つまり子育て世代がずっと全国より労働しています。「きまって支給する現金給与額」を観ると、所得が全国と60万円以上も開いたままであり、単純に給与が低いから労働に参加しなければならないのであって、これが好ましい改善と称することができるのか疑問です。さらに、現金給与額が低すぎることから、この労働参加率は、非正規雇用者を含んだ数値なのではないでしょうか？		②原文どおり	ご指摘のとおり女性の年齢階級別労働参加率が全国と比べて高い状況は、両親が共に働かなければならない状況が背景にあると推察され、雇用の質の改善等（所得の向上）は引き続き課題であると認識しています。労働参加率（労働力調査）及びきまって支給する現金給与額（賃金構造基本統計調査）のいずれも非正規雇用者を含んだ数値となっています。	子ども未来政策課
8	資料1	6		3 指標及び重点施策の状況について (3) 困窮世帯の割合について 達成状況の要因「平成24年以降の県内経済の拡大に伴い、完全失業率は大きく低下し、女性の労働参加率の改善などといった雇用環境の改善も見られた。」	R3年度、コロナ禍での困窮世帯の割合はどうなっていますか？		②原文どおり	今年度の沖縄子ども調査については、現在、調査を実施しているところであり、11月以降に、集計・分析を行うこととしています。	子ども未来政策課
9	資料1	8	重点施策No.10	⑧ 子どもの貧困実態調査事業 沖縄県の子どもや保護者の生活実態を把握し、より効果的な支援につなげるため、調査を実施した。	ここでいう「子どもの貧困実態調査事業」とは、P4「調査」欄にある一覧だと理解しているが、「より効果的な支援につなげる」ために調査して、それをどのように効果的な実施に生かされたのか、施策の評価に活用されたのか？ 具体例を教えてください。		②原文どおり	これまでの調査により、こども医療費助成制度における窓口無料化が経済的理由による医療機関の受診控えを抑制することや子供の居場所の利用が子どもの自己肯定感の向上に効果があることなどがわかっています。	子ども未来政策課
10	資料1	11	重点施策No.78	② 沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業（市町村支援事業②）	基金終了後、または原資がなくなったときには、どうなりますか？		②原文どおり	基金は今年度限りとなっており、現在、基金の存続や他の財源措置による継続した市町村の支援について検討しているところです。	子ども未来政策課
11	資料1	13	重点施策No.11	⑨ 沖縄県子供の貧困緊急対策事業	前回の会議でも、支援員が複数配置されており、それぞれの業務に重なりがあるのではないかと、指摘があったと思うが、それは改善されたのかどうか知りたい。既存の支援員も含めて、どういうポジションになるのか、ポンチ給でもいいので示してほしい。		②原文どおり	配置された組織の特性によって、SCやSSW等と役割が一部重複する職も存在していますが、一部重なりながらも重層的に支援を行うことで、効果的・機能的に子ども達の支援を行うことも可能であると考えています。	子ども未来政策課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
12	資料1	13	重点施策 No.69	⑪ 沖縄子供の貧困緊急対策事業（拠点型子供の居場所運営事業） 「通常の子供の居場所」と記載があり、拠点型居場所とは異なるという説明がある。	それでは、通常の居場所とは何をすることで、どうい風に、「貧困対策」に寄与しているのか。また、いじめ問題の収束や不登校児童の学校復帰の課題解決に繋がったことが成果にあげられているが、「中卒無職少年、不登校、引きこもり等」に対する居場所支援が、どのように貧困対策に寄与しているのか説明してほしい。それは、SSWやスクールロイヤー、スクールカウンセラー、学校教員でできない理由は何か不明。		②原文どおり	通常の子供の居場所は、子ども食堂や学習支援を行う場所を指しており、困窮家庭の子どもを中心としつつ、困窮家庭以外の子どもと一緒に利用することも想定されています。 通常の居場所では対応が困難で、ソーシャルワークなど、手厚く専門的な支援が必要な子ども達を受け入れる場を拠点型居場所として位置づけています。 中卒無業者等は、就職時において不利となることが多く、その結果、安定的な収入を得られず、将来的に貧困の連鎖につながる可能性が高いと考えており、未然防止の観点から、貧困対策に位置づけています。	子ども未 来政策課
13	資料1	13	重点施策 No.69	⑪ 沖縄子供の貧困緊急対策事業（拠点型子供の居場所運営事業） 「通常の子供の居場所」と記載があり、拠点型居場所とは異なるという説明がある。	取り組みについて、「保護者に対しても積極的にアプローチを行い、信頼関係を構築しながら、世帯全体に対し支援を行った」とあるが、これは「居場所」の支援を大きく超えて、専門的なスタッフというのは役職等のソーシャルワーカーのような存在と仕事に重なりがあるのではないのか？という連携があるのかないのか教えてほしい。		②原文どおり	拠点型子供の居場所は、不登校、引きこもり、非行、虐待等多様な事例を扱うため、ソーシャルワークが行える人材を配置し、個別支援に対応できる体制を整備しているところです。	子ども未 来政策課
14	資料1	13	重点施策 No.166	⑫ 生活困窮家庭食支援体制構築事業（おきなわこども未来ランチサポート） 地域で食事支援を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭に対し、食事を安定的に供給する体制を整備することで生活の安定と子供の居場所等の持続的活動を支援した。	食事を安定的に供給する体制とは、どのような仕組みなのでしょう？また、居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭を併記するのも違和感がありますが、そのような生活に困難を抱える層に、安定した食事をどれくらいの期間・どのような内容で配布するのでしょうか？説明が乏しく、事業全体の状況が見えてきません。81団体というのは、そのような生活保護など福祉制度に繋がることが可能な専門的な団体なのでしょうか？どのような団体が登録して利用しているのか詳細を教えてください。		②原文どおり	本事業は、企業等から提供を受けた食料品等を郵便の配送網を活用し、子どもの居場所等へ配布する仕組みとなっています。毎週月・水・金の午前10時から11時（祝祭日を除く）に配布していますが、企業等から提供される食料品の状況によって、提供できる食料品の種類や数量等が変動します。令和2年度未現在、子どもの居場所ネットワークに加入している子どもの居場所等81団体が利用登録を行っています。	子ども未 来政策課
15	資料1	14	指標 No.12	② 不登校児童が相談・指導を受けた割合（小学校）	nが分からないので、この基準値はどのように解釈すればいいかわかりません。		②原文どおり	本指標の母数は各年度における不登校児童生徒数であり、平成29年度は、小学校781人、中学校1,777人、令和2年度は、小学校1,556人、中学校2,066人となっています。 年度により不登校児童生徒数は変わりますが、学校内や学校外の関係機関とのつながりにより、当該児童生徒の学習支援等、社会的自立に向けた支援の充実に努めています。	義務教育 課
16	資料1	14	指標 No.14	③ 全国学力・学習状況調査平均正答率（小学校）	学力向上への成果を書くだけにとどまらず、貧困対策の指標として掲載するのであれば、それがどのように貢献したのか・または関係性を書くべきではないでしょうか。そこがないため、主な指標としてここに置かれている理由がよく分かりませんでした。どういう関連指標として、取り組まれているのか。学力と格差を念頭においてあるのであれば、ここで示されるのは平均正答率ではなく、年収別の正答率の推移など、別の指標が示される必要があると思います。		③次期計画で検討	最終評価報告書の主な指標は、沖縄県子どもの貧困対策計画に定められた指標を記載しているところです。 内閣府の「子供の貧困に関する新たな指標の開発に向けた調査研究 報告書」（平成29年3月）での数々の先行調査研究から、世帯の所得と子どもの学力には明確な関連があることが示されています。その点を踏まえ経過や全国比較が可能な全国学力・学習状況調査における平均正答率の推移を示しているところです。 ご指摘のあった指標の見直しについては、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような指標が適当であるか検討していきます。	子ども未 来政策課 義務教育 課
17	資料1	16	重点施策 No.22	① 教育相談・就学支援員配置事業	SSWやスクールカウンセラー、養護教諭らと何が異なるのでしょうか？また高校の居場所づくり89と何が異なるのでしょうか？非正規雇用者としての「支援員」の配置が目付きませんが、正規教員等の増員で賄うことはできないのでしょうか？		②原文どおり	スクールカウンセラーの役割としては、生徒や保護者への個別カウンセリングに加え、支援の見立てや職員研修への協力等、専門的立場からの学校へ対し助言を行うものです。 就学支援員の役割としては、校内における相談支援やアウトリーチ、福祉支援への接続等、教職員と協働で総合的な支援になります。	県立学校 教育課 義務教育 課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
18	資料1	17	指標No.123	⑧ 若年者キャリア形成支援モデル事業	「社会で自立できる人材」とは、短期集中プログラムを受講することでなるものなのでしょうか。であれば、これまで若者サポートステーションやグジョブセンターでの活動が先行事例かと考えられるのではないかとと思いますが、新たに受講生8名のためにこれらの事業を行った意義はどこにあるのでしょうか？		②原文どおり	若者サポートステーションやグジョブセンターは、主に就業目的で訪れる機関ですが、若年無業者においては、就業する意思を形成する段階に至っていない場合もあります。 本事業は、学校になじめなかった若年者も対象としており、就業だけでなく、他者との人間関係を築きつつ自己肯定感の向上を図り、進学や復学という選択肢も含めた意識付けにつなげるプログラムの確立に向けてモデル的に取り組む事業となっています。	子ども未来政策課
19	資料1	18	指標No.33 指標No.34	② 大学等進学率 ③ 生活保護世帯の子どもの大学等進学率	②と③を見ると、ほとんど沖縄の大学進学率は生活保護と一般と変わらない。なぜだと考えているのか県の認識を聞きたい。学力や進学意識の向上による進学率の向上を掲げているが、それは個人の要因が問題だと考えているということか。		③次期計画で検討	大学等進学率（学校基本調査）と生活保護世帯の子どもの大学等進学率（就労支援等調査）とは、大学等に含まれる範囲が異なることから比較できません。 次期子どもの貧困対策計画の策定にあたり、比較可能な指標とすることができるか検討します。	子ども未来政策課 保護・援護課
20	資料1	19	指標No.32	④ 不登校生徒が相談・指導を受けた割合（高校）	どういう%なのか。不登校生徒が誰かしらに相談を受けた数を公表しているのであれば、全体数n=？でしょうか。人数がわからないことと、そもそもどんな調査が行われているかわからないため、改善について検討することができません。		②原文どおり	不登校児童生徒が校内外で、養護教諭、スクールカウンセラー、指導員、相談機関等による相談を受けた生徒の割合になります。	県立学学校教育課
21	資料1	19	指標No.36	⑤ 高校卒業後の進路未決定率 就職や進学に必要な基礎学力・コミュニケーション力が不足している生徒や、進路決定を先延ばしにして卒業してしまう生徒が一定数いることから、高校卒業後の進路未決定率は横ばい	個別の課題として認識しているように捉えられるが、それだけでは沖縄県と全国の差を説明できないと思います。沖縄県だけが全国よりも、左記のような子どもが多い、と考えているのでしょうか？県の見解をお聞かせ下さい。だとするならば、どんな施策が必要なのか変わってくると思います。		②原文どおり	進路未決定率が高いことから、「学力向上の取組」・「進路実現に向けた目標設定を促す早期取組」・「キャリア教育の視点」を踏まえた進路指導を推進する必要があると考えています。 キャリア教育を推進するために、小学校から高等学校の12年間を通じて、児童生徒が学校の諸活動を振り返りながら、自身の成長を確認し、自己評価を行う沖縄県版「キャリア・パスポート」を昨年度から導入したところです。 また、就職希望者に対しては、就職支援員の配置や宿泊研修等を実施し、進学希望者に対しては、県外大学進学を啓発する研修等を実施しています。	県立学学校教育課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No.重点施策No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
22	資料2	19	指標No.36	⑤ 高校卒業後の進路未決定率 「就職や進学に必要な基礎学力・コミュニケーション力が不足している生徒や、進路決定を先延ばしにして卒業してしまう生徒が一定数いることから、高校卒業後の進路未決定率は横ばい」「生徒の主体的な進路決定や事故のキャリア形成を促し、早期の進路決定を図るとともに、就職や進学を支援する事業の充実に向けていく」 達成状況：横ばい	R2年度「偏差値ごとの進路未決定率は学校基本調査から抽出が可能であり、一概に「進路未決定率」を個人の「進路決定の遅さ」に求めるのは早計ではないかと考えられるため」という理由から、進路未決定の問題への対応策について質問しました。その際のお答えは、「学校基本調査を元に進路未決定率を提示しております。委員のご指摘のとおり、雇用状況や社会状況等の影響も非常に大きいと考えております。しかしながら、本県高校生の進路決定の遅さは、様々なところから指摘されており、学校教育においては早期からのキャリア教育を充実させ、学習意欲の向上を図る必要があると考えます。今後とも、生徒が将来の進路についてキャリア教育の視点を踏まえた進路指導をさらに充実させていきたいと考えております。」というものでした。 今回の記述を見ても、「進路未決定率の多さ」というデータを、個々の生徒の「進路決定の遅さ」によって引き起こされている問題として、「早期の進路決定」を図るといふ施策を行ったのだと理解しました。しかし、それは、このデータから見える問題を捉え違えていると思います。進路を早く決めたら医者になれるわけではありませんし、早期にK-POPアイドルになりたいと言いだしたら学校は応援するのでしょうか。高校1年生から受験対策を行うことで、受験科目以外の授業がおろそかになってしまうこともよくないでしょう。 進路未決定率は、その背景に、誰がなぜ進路未決定になっているのかを明らかにすることが必要です。彼らが自己決定の結果として「無業者」になっている現状を、困難層がより不利の蓄積の中に埋め込まれていないかを確認する必要があります。 そして、なによりこの記述の問題点は、「就職や進学に必要な基礎学力・コミュニケーション力が不足」という困難、「進路決定を先延ばしに」せざるを得ない状況にある若者の存在を認識しているにも関わらず、彼らの状況を把握しようともせず、「早期の進路決定」「意欲」の問題と置き換えている点だと思います。	若年無業者問題の背景を理解し、十分に施策に取り組もうとしているのかよく分からない書きぶりになっているため。	②原文どおり	進路未決定率が高いことから、「学力向上の取組」・「進路実現に向けた目標設定を促す早期取組」・「キャリア教育の視点」を踏まえた進路指導を推進する必要があると考えています。 キャリア教育を推進するために、小学校から高等学校の12年間を通じて、児童生徒が学校の諸活動を振り返りながら、自身の成長を確認し、自己評価を行う沖縄県版「キャリア・パスポート」を昨年度から導入したところです。 また、就職希望者に対しては、就職支援員の配置や宿泊研修等を実施し、進学希望者に対しては、県外大学進学を啓発する研修等を実施しています。	県立学校 学校教育課
23	資料1	20	指標No.39	若年無業者率（15歳～34歳人口に占める無業者の割合） 「子ども・若者総合相談センターにおいて、子ども・若者からの相談対応、心理カウンセリングや助言などを行った。また、地域若者サポートステーションにおいて、基礎生活訓練などの社会適応プログラムを実施した。さらに、若年求職者に対し、就職相談、職業訓練、職場研修などの支援を実施した。」	全体の人数に対して、子ども・若者総合相談センターが取り組んでいるのか？来ている人数に対応しているのであれば、全体数と比べて、その支援を受けたのはどれくらいの数になるのか割合など分かれば教えてください。	若年無業者の割合を変化するために、施策がどの程度効いているのか検討したい。	②原文どおり	子ども・若者総合相談センターは、社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者の総合相談窓口であり、ニートの方からの相談だけでなく、ニートの状態につきながら不登校や引きこもりなど、さまざまな相談に対し支援を行っています。 沖縄県キャリアセンターにおいて概ね40代前半までの若年者を対象として職業観の育成から就職までの総合的な支援を実施しており、H28年度からR2年度までで、就職相談を延べ19,667名に、就職セミナーを延べ5,103名に実施しました。 若年者ジョブトレーニング事業では、40歳未満の若年求職者を対象に座学研修と短期雇用による企業での職場研修を実施し就職支援、定着支援を行っており、H28年度からR2年度までで433名に研修を行い、375名の就職に繋がりました。 若年無業者職業基礎訓練事業における令和2年度の実績では、訓練受講者52名の内、就職、進学、他の職業訓練受講へ移行する等、無業者状態から47名が改善しております。（R3年3月末時点、改善率92.3%）	青少年・子ども家庭課 雇用政策課 労働政策課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
24	資料1	22	重点施策 No.155	正規雇用化について	産業構造ごとの正規・非正規などの傾向はあるのか。また、正規雇用化して、実際には、安定した水準の所得を得ているのかどうか、その辺は把握していれば教えて下さい。		②原文どおり	令和2年の労働力調査によると、非正規労働者の割合が高い業種は、①宿泊業・飲食サービス業、②生活関連サービス業・娯楽業、③卸売業・小売業となっており、正規労働者の割合が高い業種は①運輸・郵便業、②建設業、③情報通信業となっています。 また、平成29年就業構造基本調査によると、非正規雇用労働者の所得は「200万円未満」が81.2%であるのに対し、正規雇用労働者の所得は「200万円以上」が78.3%、「300万円以上」が46.4%となっていることから、正規雇用化により安定した所得を得ることができると考えています。	雇用政策課
25	資料1	23		5 沖縄県の子どもを取り巻く厳しい実態 若年層の婚姻（初婚）の割合（妻）	若年層の婚姻というのは未成年の率ということでしょうか？男性の年齢層は不明ですか？		②原文どおり	若年層の婚姻（初婚）の割合（妻）の典拠は人口動態統計であり、19歳以下の割合となります。人口動態統計では男女別の数値が公表されています。 若年層の婚姻（初婚）の割合（夫） 全国1位（沖縄県3.6%、全国0.9%（R元年））	子ども未来政策課
26	資料1	26		6 今後の課題及び展開方向について 小中高生の教育支援	「学習支援」を中心に生徒への働きかけが書かれている一方で、教員の増員などに目配りがないのは不自然ではないか。精神的に休養中の教員、特別支援学級の教員数が増えているが、全体の教員数が減っていることなどを鑑みても、非正規雇用の支援員を配置するなどの対処療法ではなく、教員数を増やすなどが必要ではないか。		②原文どおり	教職員定数は、「義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等に基づき、学級数等に応じて算定される基礎定数のほか、文部科学省の予算の範囲内で政策目的に応じて配分される加配定数を活用しています。様々な課題に対応するための定数増については、国から配分される定数を十分活用し実施すべきと考えています。 なお、県教育委員会では、平成23年度から令和3年度までの11年間で、小中学校及び県立学校で教員を4,680人採用し、正規教員は1,221人増加しています。	学校人事課
27	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について 支援を要する若者	NPOらが運営するような居場所の設置、ハローワーク、サボステ等の連携強化が記述されているが、ここでいう「支援を要する若者」とは、どんな人を想定していて、要する「支援」とは何かが曖昧なままだと思います。明確に、貧困対策との連関を明示してほしいです。基本的には、現在貧困状況にあるか、これから不利な状況に追い込まれていくかもしれない若者だと思いますが、そこで繋がる必要があるのは、行政の方ではないのでしょうか。生活保護や障害等の制度につなげるワーカーが何か合った時に、制度利用に前進できるような仕組みが必要だと思います。行政が何をやるのかあまり見えません。		②原文どおり	沖縄県子どもの貧困対策計画では、中学・高校卒業後又は高等学校中途退学後に、就学・就労をしていない若者で社会的自立に向けた展望を見出せていない若者を「支援を要する若者」としています（計画59頁）。 就学や就労をしていない若者に繋がるのが難しいため、国、県、市町村、福祉、介護、医療及び教育関係者や、地域自治会、民生委員、NPO法人などが連携し、繋がり、その後、国や県などが実施する支援に繋げることが重要であることから、連携強化の必要性を記載しているところです。	子ども未来政策課
28	資料1	27		6 今後の課題及び展開方向について	生活保護の捕捉率の改善や各種独自の手当の給付など、県独自の所得向上策を検討するべきではないか。全体的に所得向上、困窮層全体の所得向上に繋がる視点が欠けているのではないか。居場所の設置やある特定の層への支援というのは、これまで民間やNPOが対応してきたことで実績を上げてきた分野だ。行政にしかできない支援があるのではないか。		②原文どおり	ひとり親家庭の認可外保育施設の利用料軽減、就学援助制度の充実のための市町村への財政支援、学習支援の現物給付（無料塾）、高校通学等に係るバス等通学費支援、高等教育に係る給付型奨学金の創設など県独自の子育て家庭の負担軽減に取り組んでいるところです。 あわせて、生活保護や各種手当などの支援を組み合わせた支援を行うことにより、生活に困窮する世帯の経済的支援を実施していきたいと考えています。	子ども未来政策課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
29	資料2	1	指標 No.16 指標 No.17	高等学校等進学率 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	高校進学率は、全国では全体と生活保護世帯の割合が5%しか変わらないのに、沖縄は生活保護世帯と10%も差がある。高校は義務教育ではないので、進学せずとも卒業後に安全に過ごしていればいいが、経済的な状況の影響が強いのではないですか？この辺は県がどのようにお考えでしょうか？またどのような施策を打つか教えて下さい。		②原文どおり	県においては、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象として、学習支援、生活習慣・育成環境の改善、進路選択に関する支援等に取り組んでいるところです。 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は上昇しているものの、全国平均並には達していないことから、世帯の経済状況により子どもの進路や将来の選択が制限されないよう、引き続き、福祉事務所に配置している学習支援専門員やケースワーカー等による学習支援事業の周知や、 <b>進学に向けて活用可能な支援制度の情報提供等</b> 、世帯への継続的な支援に取り組んでいきます。	保護・支援課
30	資料2	2	指標 No.26	中学校卒業後の進路未決定率	彼らは上述の高校進学率で進学していない若者に当たると考えられるが、経済的な差によって、進路選択に差があるのであれば、所得向上にも力をいれるべきではないでしょうか。		②原文どおり	ご指摘のとおり、中学校卒業後の進路未決定者の中には、経済的な理由によって進学をあきらめている場合も考えられます。 経済的な理由によって高校進学を断念することがないように、当該生徒及び保護者に寄り添いながら、在学期間中に福祉部局につなぐなど、関係機関と連携しながら支援を行っていきます。	義務教育課
31	資料2	2	指標 No.39	若年無業者率（15歳～34歳人口に占める無業者の割合）	15歳～34歳とひとくりにするのではなく、無業者層の推移や、また傾向を把握しているのであれば明らかにしてほしいです。		②原文どおり	本指標の出典は、労働力調査となっており、当該調査における若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）の割合を指標として行うところです。 なお、当該調査の結果は、5歳区分で公表されているところですが、標本調査であることから、細分化することで誤差が大きくなるため、傾向を把握していません。	子ども未来政策課
32	資料3	2・3	重点施策 No.11 重点施策 No.14	子供の貧困対策支援員 ①沖縄子供の貧困緊急対策事業（市町村事業） ①スクールソーシャルワーカー配置事業	SSWやその他の支援員との重なりは明示的に解消されているのかが知りたいです。また、この支援員は、自治体のどの部署に配置されるのかは自治体が決めているのか？		②原文どおり	子供の貧困対策支援員については、福祉部門又は教育部門に配置されており、市町村が配置先を決めています。 配置された組織の特性によって、SCやSSW等と役割が一部重複する職も存在していますが、一部重なりながらも重層的に支援を行うことで、効果的・機能的に子ども達の支援を行うことも可能であると考えています。	子ども未来政策課
33	資料3	3・4・8	重点施策 No.17 重点施策 No.22 重点施策 No.43	アシスト支援員と就学支援員、p8・43の学習支援員及びボランティア ①小・中学生いきいき支援事業 ①教育相談・就学支援員配置事業 計画本文中の「学習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学習支援員及びボランティアを確保することなど」	小中アシスト支援員と就学支援員は、年齢層が違うが、同じような趣旨の支援員という理解でいいか？何か募集要件で異なる専門性を問うていたりするか。また、加配教員とあるが、教員ではなくボランティアのような人材を活用しているようなが、これらの役割は全て重複していないのか？また、なぜボランティアで賄うのか。		②原文どおり	小中アシスト相談員の役割は、いじめ、不登校、問題行動（暴力行為や器物損壊）等に課題を抱える学校への巡回支援、児童生徒への登校支援、怠学対応、立ち寄り支援、学習支援等になっています。小中アシスト相談員については、こうした児童生徒への対応経験が豊富な元教諭や元警察官、元少年補導員、スクールソーシャルワーカーなどを採用しているところです。 就学支援員の役割は、県立高校内における相談支援やアウトリーチ、福祉支援への接続等、教職員と協働で総合的な支援を行うこととなっています。社会福祉士や公認心理師等、または、それに準ずる資格や経験等を有する者を委託事業において雇用し、配置しているところです。	県立学校教育課 義務教育課 学校人事課
34	資料3	5	重点施策 No.26 重点施策 No.27	コーディネーターの配置とSSWの整備について ①沖縄子供の貧困緊急対策事業（支援員及び子供の居場所の活動支援事業） ①スクールソーシャルワーカー配置事業	どちらも、現場の人材育成だと考えられるが、何が違うのか		②原文どおり	①は子供の貧困対策支援員に対する研修等を通じた人材育成を、②はスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び小中アシスト相談員に対する研修等を通じた人材育成をそれぞれ行います。	子ども未来政策課 義務教育課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
35	資料3	5	重点施策 No.28	①市町村児童相談体制強化事業実施に向けた調査等 養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる	どこに「つなげる」のでしょうか？行政の役割はつなぐのではなく、行政につなげていくのではないのでしょうか？		②原文どおり	養育支援を特に必要とする家庭とは、例えば、望まない妊娠、育児ストレスや産後うつ病、育児ノイローゼなどの状態にある家庭をいいます。 そのような家庭を早期に把握し、保健所や児童相談所等の行政だけではなく、医療機関や児童養護施設等関係機関にもつなぎ、養育に係る適切な支援を行うこととしています。	青少年・子ども家庭課
36	資料3	5	重点施策 No.29	①沖縄子供の貧困緊急対策事業（支援員及び子供の居場所の活動支援事業） 子どもの貧困対策支援員の業務が様々なケースと関連するため	多様な業務があるとは書かれているが、具体的に何をする役割なのかははっきりと分からない。彼らは何をしているのか具体的に示してほしい。		②原文どおり	子供の貧困対策支援員は、地域に向いて子どもの貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、子供の居場所づくりを行うNPO法人等の関係機関との情報共有や、子どもを支援につなげるための調整等を行っています。	子ども未来政策課
37	資料3	8	重点施策 No.43	①指導方法等工夫改善に係る加配教員活用事業 少人数指導や、学習に遅れがある児童生徒を支援する教員、学習支援員及びボランティアを確保する	R2年度の意見で「指導方法等工夫改善に関わる加配教員活用事業で実質的な教員の増員やマンパワーの補充にあたることが行われたのでしょうか？」と伺った際に、「授業における指導体制や指導方法の工夫改善を図るために教員の定数に追加される形での配置です。実質的な教員増となっております。」と回答がありましたが、ボランティアや学習支援員を加配教員としてカウントしているのであれば、正規教員または教員免許保持者の学校内での雇用は増えていないのでしょうか？		②原文どおり	県教育委員会では、平成23年度から令和3年度までの11年間で、小中学校及び県立学校で教員を4,680人採用し、正規教員は1,221人増加しています。	学校人事課
38	資料3	9	重点施策 No.52	①学校・家庭・地域の連携協力推進事業（放課後子ども教室）	R2年度も「貧困対策との関連性」について質問させて頂いたが、その際、「放課後子ども教室における学習支援や環境美化等、学校と地域の連携によって地域の教育力の向上を図り、貧困対策に係る子どもと保護者への支援につなげています。」という回答を頂いた。学校運営のために地域住民の参画が求められているのであれば、学校自体も地域に寄与すべきではないでしょうか。コロナ禍での休校中に、学校施設を地域住民のために開放することはできないのでしょうか？給食センターや、体育館・運動場・教室など、活用して、子どもの食事や健康を守るために利用できないでしょうか？このコロナ禍の休校中、昼食に困ったり、家以外でどこにも行くことのできない家庭、公共施設がどこも締められ図書館も利用できない家庭が増えていました。こういう時にこそ、本事業のような取り組みが基盤となって、展開できる施策を考える必要があるのではないのでしょうか。		②原文どおり	新型コロナウイルス感染症拡大により臨時休校している期間においては、感染防止の観点から学校施設の利用制限を行う場合があると考えています。 なお、仕事を休むことが困難な保護者の負担を軽減し、子どもの居場所を確保するため、市町村に対し、小中学校の臨時休校中、放課後児童クラブを午前中から開所するよう依頼したところです。また、休校により食の確保への影響が懸念されたことから、沖縄子どもの未来県民会議と連携し、地域の飲食店による食支援活動への支援のほか、県内全域の約220カ所の子どもの居場所等へ食料品を届ける取組を実施しています。	子ども未来政策課 子育て支援課 生涯学習振興課
39	資料3	12	重点施策 No.67	①沖縄県子どもの貧困対策推進基金事業（子ども食堂開設支援事業）	これまで「通常の子どもの居場所」という表記があったが、それと子ども食堂は別のものでカウントされているのでしょうか？だとすれば、全体として県内で公表されている数値とは異なる設置数となるのでしょうか？		②原文どおり	通常の子供の居場所は、生活困窮世帯の子ども達に ①食事の提供、②生活指導、③学習支援、④就学継続のための支援、⑤キャリア形成等支援活動を提供する場であり、そのうち、食事の提供を行う「子供の居場所」を「子ども食堂」と捉え、「子ども食堂開設支援事業」の対象としています。 なお、令和3年3月末現在の内閣府公表資料によると、子供の居場所（※）の全体数は144箇所、うち食事の提供を行う、いわゆる「子ども食堂」は125箇所となっています。  ※沖縄子供の貧困緊急対策事業を活用した子供の居場所の数	子ども未来政策課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
40	資料3	21	重点施策 No.126	①生活保護制度	#104の取り組みなどで、マイナンバーの利用に基づき、課税証明書の提出が不要となったなどが、申請要件の向上に繋がったという箇所がある。生活保護も、所得証明から判断し、案内を送るようなことはできないのでしょうか？		②原文どおり	当該取組につきましては、生徒の保護者から就学支援金の申請の際にマイナンバーを提出いただくことにより、所得に関する資料の提出を不要にするものとなっています。また、法令等の規定に基づき、申請者からのマイナンバーの提出があつてはじめて行政が個人情報を利用できる仕組みになっていることから、申請がない場合、行政は個人情報を利用できないため生活保護に関しましては未申請の方の所得証明から判断し案内を送ることは困難となっています。 なお、生活保護につきましては、被保護者の方からマイナンバーを提出いただくことにより、所得に関する資料の情報連携を行い、事務の効率化を図っているところです。	保護・援 護課
41	資料3	26	重点施策 No.152	②県外進学大学生支援事業	難関大学の進学支援など、一定の給付型奨学金への支援が拡充されたのは良かった。今後の拡充として、現在すでに他府県の難関大学に進学し、返済型の奨学金で進学した若者たちの人材流出の抑制のために、今後地方自治体による奨学金返還支援制度などは検討できないか。 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/seido/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/chihoshien/sosei/seido/index.html</a>	難関大学以外でも、給付型奨学金を受けられなくても、返還支援の制度があることで、沖縄に戻って仕事をしようとする優秀な人材が自治体職員として戻ってくるという。	②原文どおり	具体的な取組・支援内容については、今後の参考とします。	子ども未 来政策課
42	資料3	28	重点施策 No.165	①子どもスポーツ支援検証事業	現在、生活保護世帯の子どもたちが部活動や習い事をしようとした際に、例えば遠征に1回行くだけで年間の学習補助費を超えてしまう。部活動を続けたくても、運動用品が購入できない子も実際にいる。総合型地域スポーツクラブに費用を補助するのではなく、選択する子どもたちに補助をするべきだ。選択権はこどもにあり、クラブに配って特定事業者への利益誘導を促すべきではないのでしょうか？		②原文どおり	本事業では、通常スポーツクラブに通う際に世帯が支払うこととなる入会金や月謝等を、県の補助金として受入クラブに交付することで、準要保護世帯が支払うことなく、対象世帯にスポーツ活動の場を提供しています。また、用具等についても受入クラブにレンタルで備え付けることができることとしています。 総合型地域スポーツクラブなどが本事業に取り組むことで、対象世帯の児童・生徒受入のノウハウ取得、関係者との連携体制の構築を行い、補助期間終了後も自主事業として同様の取り組みが行えるよう支援を行っています。	スポーツ 振興課
43	資料3	28	重点施策 No.166	①生活困窮家庭食支援体制構築事業(おきなわこども未来ランチサポート)	R元年度の事業費がーで、R2年度の事業費から（県民会議予算）と特別に付帯がついているが、何か特記事項がありますか？また、県民会議予算事業として、過去県民会議が補助を出した事業は公募3件の各500万×3年間だったと記憶していますが、R2採択は公募1件で金額がまもられた事業なののでしょうか？		②原文どおり	本事業は、令和2年10月1日から県民会議の事業として開始しており、県からの補助金と県民会議予算を財源としています。 なお、県民会議が過去に実施した事業については、「子ども未来ジョイントプロジェクト助成事業」と思われますが、令和元年度で終了しています。後継事業として、令和2年度から「子ども未来応援助成事業」を実施しており、本事業とは別事業となっています。	子ども未 来政策課
44	資料3	28	重点施策 No.166	①生活困窮家庭食支援体制構築事業(おきなわこども未来ランチサポート) 「民間企業等からの食料品等の提供を受け、それらを県内の子供の居場所等を通じて生活困窮家庭へ届ける体制を整備した」という記述について	必要なものすり合わせが必要という課題が書かれていますが、つまり現在の事業は「食事を十分に摂ることが難しい家庭」に必要な物品を提供する事業ではなく、「民間企業からの食料品の提供」がまず先にあって、そこで偶発的に得られた物品を提供するモデルとなっているのでしょうか？		②原文どおり	事業の趣旨は、地域で食事支援を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭に対し、食料品等を安定的に供給する体制を整備することで生活の安定と居場所の持続的活動を支援することとなっています。 ランチサポートでは、企業等からの食料品の受け入れと、子どもの居場所等からの要望を調整する窓口を設置しており、食料品等を計画的に配送する体制を整備しています。	子ども未 来政策課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
45	資料3	28	重点施策 No.166	①生活困窮家庭食支援体制構築事業(おきなわこども未来ラ ンチサポート) 「食を提供している側の保険等が整備されておらず、食中毒等 の問題が起こった際の体制が整備されていない。」という記述に ついて	実際に、生鮮食品を配布先の都合で、子どもの居場所日時を指示 して受け取るよう一方的なやりとりがあったという話をいくつか聞いたことが あります。「食を提供している側」というのは、企業を指すのか、子どもの 居場所を指すのか、配送業者を指すのか判然としませんが、どうい う仕組みで現在食料品の管理が行われているのでしょうか？本来、食事 の提供をするような施設は、「食品管理」に関する営業許可をとっている 場が必要で、そういう場ではないところを介して、生活困窮家庭を支援 するような仕組みを構築しようとしているのでしょうか？		②原文ど おり	企業等から提供いただいた食料品等は、子どもの居場 所等を通して、子どもや困窮家庭に届けられます。この場 合、食料品等を提供する側となる子どもの居場所等に は、食中毒等、配布した食品に起因する事故に対応可 能な保険（生産物賠償責任保険）に加入していること を条件としています。また、食料品等の受取に際しては、 順守事項等を記した合意書を提出することとしています。	子ども未 来政策課
46	資料3	28	重点施策 No.166	①生活困窮家庭食支援体制構築事業(おきなわこども未来ラ ンチサポート) 「子どもの居場所を通じて生活困窮家庭へ届ける体制を整備 した」という記述について	実際に困窮世帯へ配布しているのはその団体のスタッフであり、その人 件費もこの予算内から出すのでしょうか？	社会保障費の分野において、市民の動員によるコスト 削減はすべきでないと考えられるため。	②原文ど おり	企業等から提供いただいた食料品等は、子どもの居場 所等を通して、子どもや困窮家庭に届けられます。子供 の居場所が食料品等を配布するのは、居場所の運営・ 活動の一環であり、この場合、内閣府の「沖縄子供の貧 困緊急対策事業」の対象経費となっています。	子ども未 来政策課
47				会議の公開、傍聴について	基本的に会議は原則公開で、傍聴が認められるはずだが、WEBサイ トにその記載がないのは何故でしょうか？		②原文ど おり	ご意見を踏まえて、会議の事前告知等に努めていきま す。	子ども未 来政策課
第1回 有識者会議における意見									
山内優子 構成員									
1	資料1	18	指標 No.30	① 高等学校中途退学率	中途退学する子どもたちには、家庭的な問題、経済的な問題が背景 にあるのではないかと考えているので、そういう問題に専門的に対応でき るスクールソーシャルワーカーの数を増やす必要がある。		③次期計 画で検討	高等学校における中途退学の理由は複合的かつ多様 であり、校内における教職員の支援に加え、就学支援員 等によるアウトリーチや福祉的支援への接続等、スクール ソーシャルワークを行っています。今後も、一層の支援の充 実を図るため就学支援員の配置拡充を計画していること です。	県立学校 教育課
2	資料1	23		5 沖縄県の子どもを取り巻く厳しい実態 若年層の婚姻（初婚）の割合（妻） 10代の出産割合	若年妊娠・出産の問題というのは、子どもの貧困のスタート地点であ り、その時点からしっかり支援することで貧困の連鎖を防ぐことができると 考えている。		③次期計 画で検討	不安を抱える若年妊産婦等の支援は重要であると思 えており、次期子どもの貧困対策計画においても、重点 施策に位置づけたいと考えています。	子ども未 来政策課
3				不登校児童・生徒数	子どもの貧困の予防的な関わりをやっていかないと、子どもの貧困は解 消されないと考えている。予防的な関わりの中で一番必要なのが、不登 校の対策だと考えている。 不登校数の指標を入れて対策に取り組む必要がある。		②原文ど おり	不登校児童生徒数については、学校に登校することの みを目的とせず、社会的自立を目的とすといった「教育 機会確保法」等の趣旨を踏まえ、指標としては適さない と捉えています。その上で、一人一人の状況に応じた支 援を推進するためにも、学校内外での相談・指導の割合を 指標として位置づけています。	義務教育 課
比嘉昌哉 構成員									
1	資料1	24		6 今後の課題及び展開方向について 「ヤングケアラー」についての記述の追加・充実	ヤングケアラーの問題について、子どもたちが、声を上げられるかたちで しっかりと調査をして、子どもの声を聞いて欲しい。	子どものことを決めるのであれば、子どもの声を聞くべきだ と思います。	②原文ど おり	県では、ヤングケアラーの早期発見や支援に向けて福 祉、教育など関係部局で連絡会議を立ち上げ、実態調 査の方法について検討を進めています。	青少年・ 子ども家 庭課
上原裕 構成員									
1			指標 No.35	児童養護施設の子どもの大学等進学率	国の修学支援新制度や県の支援を受けて、進学率も上がってきてい ます。安心して進学について考えられるような状況になっています。		②原文ど おり	令和2年度から始まった高等教育の修学支援新制度 は、授業料等減免及び給付型奨学金で支給する制度と なっています。また、沖縄県子どもの未来県民会議で実施す る給付型奨学金事業は、国の制度の上限を超える部分 を負担するなど、行政でカバーできないところを補充してい ます。 引き続き、児童養護施設等を退所する子どもたちが安 心して進学できるよう支援に取り組んでいきます。	子ども未 来政策課 青少年・ 子ども家 庭課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料 番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
2					里親になりたい人の希望と産んだらどうするかわからず困っている人を、両方つなぎ合わせ、望まれない妊娠に関して、子ども達を里親に繋げる取り組みが必要である。		②原文どおり	特定妊婦とその支援については、養育訪問支援事業や要保護児童対策地域協議会を通して養育上の支援が行われています。その中で社会的養護が必要な子ども達については、実親の意向を踏まえ、児童相談所による里親制度の活用や民間養子縁組あっせん機関による特別養子縁組に取り組んでいるところです。 県では、令和元年度に沖縄県社会的養育推進計画を策定し、里親委託の推進に取り組んでおり、今後とも引き続き里親委託率の向上を図っていきます。	青少年・子ども家庭課
松本大進 構成員									
1	資料1			6 今後の課題及び展開方向について 支援を要する若者	soraelは、5～6名でセンターとして機能しているところです。支援を要する若者のニーズはたくさんあり、子どもたちをどうふうに拾っていくのかというところを具体的に考え、体制整備が必要である。		②原文どおり	子ども・若者の様々な課題に対する支援については、県だけではなく、住民との距離感の近い市町村の役割も重要であり、引き続き関係機関との連携強化に努めています。	青少年・子ども家庭課
前田比呂也 構成員									
1				(最終報告書全般) 指標	指標を定めて数値化し客観的に達成できたかどうか評価する方法は非常に危険ではないか。		③次期計画で検討	子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、定量的な指標等に基づいて施策の効果等を検証する必要があると考えています。一方で、子どもや子育て家庭の状況は単一の指標で測ることは難しいとも認識しています。 ご指摘のあった指標の見直しについては、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような指標が適当であるか検討していきます。	子ども未来政策課
2				スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールカウンセラーとSSWはとても有効なので、拡充をしていただきたい。		③次期計画で検討	スクールカウンセラーやSSWの拡充については県としましても必要と考えており、それに向け、全国都道府県教育長協議会を通し、国に財政支援の要請を行っているところです。	義務教育課
3				今後の課題及び展開方向について	高等学校中退や社会的孤立の増加の解決に向けて、小中学校の特別支援学級（特に自閉症・情緒学級）の支援の充実を図るため、該当する児童生徒の進路・就労等についての事態把握を行う（または、実態把握に努める）、など。		②原文どおり	昨年度より中学校卒業時の進路状況調査を実施しており、進路未決定者の支援を行っています。	義務教育課
徳永義光構成員									
1				(最終報告書全般) 達成状況の要因	指標の達成状況について、どういう意味で改善して達成しているかという評価が、稚拙であり、統計学的な専門家の評価も入れるようにしてはどうか。		③次期計画で検討	ご指摘のとおり沖縄県子どもの貧困対策計画に定められた指標のうち、いくつかの指標は、県の施策以外の外部要因に大きく影響を受け、県の施策のみで数値の変化を説明できないものがありますが、指標の変化に関連がある県の施策を要因のひとつとして記載しているところです。 ご意見を踏まえ、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、評価手法も含めて、どのような指標が適当であるか検討していきます。	子ども未来政策課
2					成育基本法との関連について、次期の計画で盛り込んでどうか。		③次期計画で検討	次期計画の策定にあたっては、成育基本法第19条第1項に基づき成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めています。	子ども未来政策課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
永吉哲三 構成員									
1				—	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、困窮に陥っている方々が増加している。仕事を支援サポートするにも、出口が厳しい状況にあるので、企業側への支援も必要である。		②原文どおり	県では、県内中小企業の事業活動に必要な資金繰りの円滑化と経営の安定に資することを目的に、沖縄県信用保証協会や県内金融機関等と協調の上、各種融資制度を用意しています。 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対しても、「新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金」等や、同資金を活用した事業者への利子補給事業などの新たな融資メニューを設定し、継続的な支援を実施しているところです。 引き続き事業者のニーズの把握に努め、金融面から事業者の支援を行っていきます。	中小企業 支援課
2				—	セクシャルマイノリティーの子ども達にも、何か生きづらさをなくすような取り組みがあればいい。		②原文どおり	性の多様性の尊重については、本年3月に「沖縄県性の多様性尊重宣言」を行ったところであり、宣言に基づく具体的な取組について、令和4年4月を始期とする第6次沖縄県男女共同参画計画において盛り込み、推進していくこととしています。	女性力・ 平和推進 課
3				—	市町村の役所内が分野横断型になり、困窮の気づきができる、相談に繋げるようなシステムづくりが、各自自治体でできればいい。		③次期計画で検討	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、市町村に計画策定の努力義務が課され、市町村の役割はますます重要となっています。 県としては、基礎自治体である市町村において、地域の実情を踏まえた取組の充実が図られることが重要と認識しており、研修会や担当者会議等の機会を通して、計画策定を促進していきます。	子ども未 来政策課
横江崇 構成員									
1				(最終報告書全般) 指標	相対的貧困率だけにとらわれるのではなく、剥夺指標も組み合わせるようなかたちが望ましいのではないか。		③次期計画で検討	子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、定量的な指標等に基づいて施策の効果等を検証する必要があると考えています。一方で、子どもや子育て家庭の状況は単一の指標で測ることは難しいとも認識しています。 ご指摘のあった指標の見直しについては、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、どのような指標が適当であるか検討していきます。	子ども未 来政策課
2				(最終報告書全般) 達成状況の要因	困窮世帯の割合や正規雇用の割合の改善は、経済の状況によって改善されたというのが当然あり、各重点施策に取り組んできたからということで、改善等が見られたとはいええないのではないかと。また、就学援助の金額で所得が増えて、それだけで貧困率に影響があるとはいえないのではないかと。		③次期計画で検討	ご指摘のとおり沖縄県子どもの貧困対策計画に定められた指標のうち、いくつかの指標は、県の施策以外の外部要因に大きく影響を受け、県の施策のみで数値の変化を説明できないものがありますが、指標の変化に関連がある県の施策を要因のひとつとして記載しているところです。 ご意見を踏まえ、次期子どもの貧困対策計画の策定の際に、評価手法も含めて、どのような指標が適当であるか検討していきます。	子ども未 来政策課
3				—	子どもの意見表明、子どもの様々な社会参加が遅れているし、その子どもの声を拾うということが不十分である。子どもの貧困対策にも子どもの権利の保障、また、子どものSOSをより積極的に拾っていく視点を入れる必要がある。		③次期計画で検討	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。 ご意見を踏まえ、次期子どもの貧困対策計画に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり取り組むことを記載していきます。	子ども未 来政策課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No.重点施策No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
4				沖縄子供の貧困緊急対策事業（市町村事業）	子供の居場所は、居場所によってやっていることが違ったり、差が見受けられるので、質の向上に取り組んでいく必要がある。		②原文どおり	子供の居場所については、市町村直営、市町村からの委託、市町村からの補助、自主運営など様々な形態があり、所在市町村における周辺の社会資源の状況によっても、当該居場所の役割は異なります。 県としては、圏域毎に支援コーディネーターを配置し、貧困対策支援員や居場所の活動状況の把握・助言・共有等により、居場所の質の向上を図っていきます。	子ども未来政策課
5				沖縄子供の貧困緊急対策事業（市町村事業）	子供の居場所については、子どものために必要であれば、一時的な国からの予算が毎年つくかどうかではなく、恒常的に予算措置をしていく必要がある。		③次期計画で検討	内閣府の「新たな沖縄振興策の検討の基本方向について（令和3年8月）」において、子供の居場所や子供の貧困対策支援員の設置を継続するなどの必要な支援を行うと明記されたところ。また、同基本方向において、沖縄振興特別措置法の必要性が示されたところ。 県としても、支援が必要な子どもや保護者は未だに数多く存在しており、継続的・安定的に居場所や支援員を設置する必要があると考えていることから、沖縄振興特別措置法に子どもの貧困対策の継続的な実施が明記されるよう取り組むこととしています。	子ども未来政策課
6				—	子どもの貧困の根本的な対策には所得を上げることなので、経済政策とか労働政策（正規雇用化、所得の向上）を充実させる必要がある。		②原文どおり	子どもの貧困への課題解決にあたっては、県内企業の雇用の質の改善や生産性向上を図り、その成果を労働者の所得向上に繋げていくことが重要であると考えています。そのため、引き続き正規雇用化の推進や労働環境の改善等に向けた取組を推進するとともに、中小企業等のIT導入、事業承継への補助メニューの実施の他、「経営革新」や「経営基盤の強化」など、様々な支援事業に取り組んでいきます。	雇用政策課 中小企業支援課
7				—	市町村においても、各地の実情に合わせた子どもの貧困対策計画の策定に取り組んでほしい。		③次期計画で検討	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、市町村に計画策定の努力義務が課され、市町村の役割はますます重要となっています。 県としては、基礎自治体である市町村において、地域の実情を踏まえた取組の充実が図られることが重要と認識しており、研修会や担当者会議等の機会を通して、計画策定を促進していきます。	子ども未来政策課
福地敦士 構成員									
1				—	沖縄の経済を発展させるために、創業や新しい事業に取り組むことで、雇用の場をつかっていくことが重要である。		②原文どおり	県では、県内中小企業の事業活動に必要な資金繰りの円滑化と経営の安定に資することを目的に、沖縄県信用保証協会や県内金融機関等と協調の上、各種融資制度を用意しています。 また、創業や新事業分野に取り組む事業者を対象とした融資の活用とともに、新たに従業員を雇い入れる際の資金メニューについても支援をしています。 引き続き、金融支援施策へのニーズの把握に努め、より利用しやすい制度とするよう検討を行っていきます。 また、県ではスタートアップ企業が自立的・連続的に生み出される仕組み作りも行っています。 イノベーションを活用して新たな価値を生み出すことで、雇用の場の創出につながるだけでなく、本県の抱える経済的・社会的課題の解決も図られるものと考えています。	中小企業支援課

「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書（案）」に対する有識者意見

第2回有識者会議【資料3】

No.	資料番号	頁	指標No. 重点施策 No.	本文	意見 (修正案)	理由等	対応 区分	有識者会議意見に対する回答	担当課
本村真 座長									
1				今後の課題及び展開方向について	子どもの貧困対策と子どもの権利条例は密接に関連しているの で、今後の課題及び展開方向に、次期子どもの貧困対策計画の芽出 しとして触れる必要がある。		③次期計 画で検討	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴 い、目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、 子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されま した。 ご意見を踏まえ、次期子どもの貧困対策計画に、児童 の権利に関する条約の精神にのっとり取り組むことを記載 していきます。	子ども未 来政策課
2				今後の課題及び展開方向について 新型コロナウイルス感染症による影響	最終評価報告書（案）において、指標の改善状況を取りまとめている が、新型コロナウイルス感染症の影響によって悪化する指標があると 考える。今後、影響が現れて現時点の評価と変わる可能性があること を、県が理解していると県民に伝わるようなまとめかたとする必要がある。		①意見を踏 まえ修正	新型コロナウイルス感染症の拡大により、県が実施する 施策の一部が縮小または中止や、病院や健診の受診控 えなど県民の活動自粛などが、今後指標に悪影響を及ぼ す懸念があります。 ご意見を踏まえ、最終評価報告書（案）において、留 意事項として記載することとします。	子ども未 来政策課
3				(最終報告書全般) 指標	指標（データ）の取り扱いや設定、施策との関連についての分析に 関して、構成員から様々な意見がでているので、最終評価報告書 （案）で限界や懸念について触れておく必要がある。		③次期計 画で検討	ご指摘のとおり沖縄県子どもの貧困対策計画に定めら れた指標のうち、いくつかの指標は、県の施策以外の外部 要因に大きく影響受け、県の施策のみで数値の変化を説 明できないものがありますが、指標の変化に関連がある県 の施策を要因のひとつとして記載しているところです。 ご意見を踏まえ、次期子どもの貧困対策計画の策定 の際に、評価手法も含めて、どのような指標が適当であるか 検討していきます。	子ども未 来政策課